

説 明 書

熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力事業者（以下「優先交渉権者」という）を公募型プロポーザル方式で選定するものである。

熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務の競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出に関する詳細は次によるものとする。

I. 一般事項

1 調達方法の概要

本プロポーザルは、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の対象事業である。

本プロポーザルを実施し、技術提案書を選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結する。その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。

なお、工事契約については、政府調達に関する協定（1994年協定、2014年改正協定）第13条1(b)(ii)又は(iii)に基づき契約することを前提としており、協定の該当事項要件を満たさない場合は、本プロポーザルによる調達をしない場合がある。

2 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、優先交渉権者と「基本協定書」を取り交わし、「熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務」（以下「技術協力業務」という。）の委託契約を締結する。
- (2) 発注者及び設計業務委託事業者（以下「設計者」という）並びに優先交渉権者は、実施設計時に優先交渉権者から提案される技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、三者協議会を組織する。
- (3) 本プロポーザル及び実施設計業務の期間中に提案され、発注者より採択された技術提案等を基に、工法や仕様について三者協議会において協議する。
- (4) 発注者は、実施設計業務完了後に優先交渉権者と見積合わせを行う。その金額が、発注者が別に定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額を持って工事請負契約の仮契約を締結する。
- (5) 工事請負契約の仮契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得た日から本契約とする。ただし、議会において否決された場合はその効力を失う。この場合において、仮契約の相手方は、発注者に対して何らの損害賠償を請求することはできない。
- (6) 発注者は仮契約の相手方が、仮契約締結の日から議決の日までに「II参加表明1(1)から(7)」のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該仮契約を解除することができる。
- (7) 発注者は優先交渉権者と工事請負契約の仮契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した事業者のうち評価結果の順位が上位であった者から順に当該契約の締結について、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務委託の契約の締結及び価格等の交渉を行う。なお、単体又は特定企業体は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本説明書のほか本プロポーザルの実施にあたっては、熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務委託公募型プロポーザル実施要領による。

3 業務概要

(1) 業務名

熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務

(2) 業務目的

現在実施している「熊谷ラグビー場改修工事設計業務」に対し、発注者、設計者と協力し、施工者の立場から高度な技術提案及び技術支援を行い、確実な工事施工につなげることを目的とする。

(3) 業務内容（詳細は熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務委託特記仕様書による。）

- ① 施工計画の作成
- ② 技術情報等の提出
- ③ 関係機関との協議資料作成支援
- ④ 技術提案
- ⑤ 設計調整協議

- ⑥設計の確認
- ⑦報告書の作成

- (4) 履行期限
契約締結の日 から 平成28年9月30日 まで
- (5) 業務委託料の参考額
1,935,000円（税抜）
- (6) 設計者
株式会社 松田平田設計
- (7) 契約保証金
 - ①技術協力業務の受注者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。
 - ②次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に変えることができる。なお、その価値は、債券金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。
 - ア 利付国債
 - イ 埼玉県債
 - ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4号の保証事業会社をいう。）の保証
 - ③次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者
 - ④契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
- (8) 前払金
しない。
- (9) 業務の成果品
業務が完了したときの成果品は熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務委託特記仕様書を参照のこと。
- (10) 支払条件
完了時一括払い

4 工事の概要（詳細は熊谷ラグビー場改修工事設計図書による）

工事の概要は、次のとおりとする。ただし、発注者、設計者及び優先交渉権者による実施設計に関する協議により変更となる場合もある。

- (1) 工事名 「熊谷ラグビー場新スタンドほか建設工事」
- (2) 工事場所 熊谷市上川上地内
- (3) 工事種目 新築工事一部改修工事
- (4) 建築面積 約9,700㎡
- (5) 延べ面積 約21,200㎡
- (6) 構造・規格 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て
- (7) 工事内容 改修工事（旧メインスタンドの観客席・防水工事）
新設工事（新メインスタンド・サイドスタンド）
外構等改修工事（舗装、フィールド等）
上記に関する建築・電気設備・機械設備
- (8) 工期 工事請負契約日 から 平成30年8月31日 まで
- (9) 参考概算事業費
94億6,000万円（税抜）
- (10) その他 本工事の建設予定地は埋蔵文化財包蔵地であり調査（別発注）が予定されている。調査範囲及び調査期間等については今後予定されている予備調査後に決定される。この結果、本工事の進捗に支障をきたす場合には工期等の与条件について協議する。

5 実施スケジュール

区分	項目	日程
説明書等公表	告示	平成28年 5月10日
	説明書の配布期間	平成28年 5月10日から 平成28年 6月16日まで
	図面等資料の発送期間	平成28年 5月10日から 平成28年 6月16日まで
	質問受付期間	平成28年 5月10日から 平成28年 5月24日まで
	質問回答日	平成28年 6月 6日
参加資格審査	参加表明書受付開始	平成28年 5月10日
	参加表明書受付締切	平成28年 5月23日
	参加資格確認書の通知	平成28年 5月31日
技術等審査	技術提案書受付開始	平成28年 6月 7日
	技術提案書受付締切	平成28年 6月22日
	ヒアリング	平成28年 7月上旬
	優先交渉権者選定の通知	平成28年 7月中旬
	業務見積合わせ	平成28年 7月下旬
基本協定締結		平成28年 7月下旬
工事請負契約（仮契約）		平成28年10月中旬

6 この説明書に対する質問の提出期限、提出場所、提出方法及びその回答方法

- (1) 提出期限 平成28年5月24日（火）午後5時00分
- (2) 提出場所 「VI（11）この公告に関する問い合わせ先」に同じ
- (3) 提出方法 質問票（様式第1号）
電子メールによる。
質問書には、「熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務」と明記するとともに、質問者の会社名・住所・担当者氏名・電話番号・メールアドレスを記載すること。
- (4) 回答方法 平成28年6月6日（月）
質問に対する回答は上記に示す日に埼玉県ホームページ上で掲示する。技術提案書の提出者は、質問の有無にかかわらず、埼玉県ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、技術提案書を提出すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての技術提案書の提出者に適用する。
また、技術提案書の提出者から質問がない場合でも埼玉県ホームページを利用して発注者から技術提案書の提出者へのお知らせを掲示することがある。

II. 参加表明

- 1 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び基準
次に掲げる条件をすべて満たす単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であること。単体の場合にあつては他の特定企業体の構成員となっていないこと。特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年9月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く）によること。ただし、以下の形態をとることはでき

ない。

- ・本案件において、複数の特定企業体の構成員となること。
- ・経常建設共同企業体が特定企業体の構成員になること。

(1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(2) 建築士事務所の登録

単体又は特定企業体における代表構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。

(3) 経営事項審査における総合評定値

単体及び特定企業体の各構成員は、建築工事業について、技術協力業務に係る見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）の日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体または特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,500点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員はその総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、見積合わせの日の直近のものであること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成27年4月1日施行）第4のただし書きに規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が見積合わせの日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員になるものは元請けとして、平成8年度以降に完成した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（特定企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る）

- ・7,000席以上の観覧席を有する観覧場新築工事・改築工事又は増築工事（ただし増築した部分が7,000席以上であること）

(5) 配置予定の管理技術者

① 単体又は特定企業体の構成員は次に掲げる者のいずれかを有する者を本業務の管理技術者として配置できること。

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）による一級建築施工管理技士
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。

② 配置予定の管理技術者は、当該者が在籍する技術提案者と参加表明書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

③ 配置予定の管理技術者が特定できないときは、複数の候補者を参加資格要件確認資料に記載すること。

④ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

④ 技術提案に参加とする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。

⑤ 代表権を有する役員が、実施設計業務等の受注者である株式会社松田平田設計の代表権を有する役員を兼ねていない者であること。

⑥ 本プロポーザルの公告日（以下「公告日」という。）から見積合わせの日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止措置等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

⑦ 公告日から見積合わせの日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（

平成25年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

- ⑧ 公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入しているものであること。

ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されているものはこの限りではない。

なお、特定企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。

- ⑨ 特定企業体で参加する場合の構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同様として取り扱うことができるものとする。

(7) 工事における配置技術者

技術協力業務完了後、本工事の契約を結ぶ際には次の資格を有する監理技術者の配置を求める。ただし、当該監理技術者は技術協力業務に係る管理技術者との兼任を認める。

- ① 単体又は特定企業体の代表者は次の要件を有する者を本工事の監理技術者として専任で配置できること。

ア 次のいずれかの要件を有すること。

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）による一級建築施工管理技士
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- ・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。

イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。

ウ 特定企業体の場合の代表構成員以外の構成員は上記ア、イの要件を満たす担当技術者を専任で配置すること。

- ② 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する技術提案者と工事の見積合わせの提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

- ③ 工事価格見積合わせ後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

2 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

(1) 参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 参加資格要件確認資料（様式第3-1号）
- ③ 誓約書（様式第4号）

(2) 記載上の留意事項

- ① 建設業の許可
建築工事業の許可証の写しを添付すること。
- ② 建築士事務所の登録
建築士事務所登録の写しを添付すること。
- ③ 経営事項審査における総合評定値
上記Ⅱ参加要件（3）の経営事項審査における総合評定値又はそれに準ずるものが確認できる書類の写しを添付すること。
- ④ 同種の施工実績
コリンズ（（一財）日本建設情報総合センターによる工事实績情報登録）登録の有・無のいずれかに○をすること。有に○を付した場合はコリンズの写しを添付すること。無に○を付した場合は契約書（工事名称、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）の写しを添付すること。なお、コリンズ等で実績確認が不明瞭な時は、別途平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容の確認できる図書を添付すること。
- ⑤ 当該業務の実施体制（配置予定の管理技術者）
ア 本技術協力業務に配置する管理技術者を記入すること。また、記載した資格を証明するものの写しを添付すること。
イ 複数の配置予定技術者を記載する場合は、上記アの写しをそれぞれ添付すること。
ウ 参加表明時における他工事の従事状況は、参加表明時に従事しているすべての業務について記載すること。
- ⑥ 誓約書
秘密保持に関する誓約書について記名押印のうえ添付すること。

- (3) 熊谷ラグビー場改修工事設計図書について
設計図面送付申請書の受付をもって、設計図書一式をファイル送受信システムによる
発送を行う。
- (4) 問い合わせ先 「VI (11) この公告に関する問い合わせ先」に同じ

3 参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法

- (1) 提出期限 平成28年 5月23日(月)
- (2) 提出場所 「VI (11) この公告に関する問い合わせ先」に同じ
土日祝日を除く9:00~17:00(事前連絡のうえ来庁すること)
- (3) 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。必着とする。

4 技術提案書の提出者の選定

- (1) 選定方法 「II. 1 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び基準」に基づき参加表明書を提出した者の審査を行う。
- (2) 選定通知 技術提案書の提出者として選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。
- (3) 選定日時 平成28年5月31日(火)

5 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)により、埼玉県知事(公園スタジアム課)から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(埼玉県の休日を定める条例(平成元年埼玉県条例第3号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、埼玉県知事(公園スタジアム課)に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
- ① 受付場所 「VI (11) この公告に関する問い合わせ先」に同じ
- ② 受付時間 土日祝日を除く9:00~17:00(事前連絡のうえ来庁すること)

III. 技術提案

1 優先交渉権者を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書の評価項目等は、以下のとおりである。(詳細については技術提案書作成要領による)

評価項目	評価事項
1 業務の実施方針 (配点150分の10)	(1) 配置予定監理技術者の実績 (2) 業務の実施体制
2 工程・施工計画について (配点150分の45)	(1) 工程・施工計画に係る具体性・実現性・安全性、工期短縮等 (2) フィールド使用の即時性や熊谷スポーツ文化公園内の安全性等 (3) 労務、資機材等の逼迫状況に係る調達計画
3 事業費の縮減について (配点150分の75)	(1) コスト管理・縮減の手法 イニシャルコストの縮減手法 (2) 設計説明書の概算工事費 事業費縮減の取組提案
4 環境共生への配慮に関する提案 (配点150分の5)	環境に与える負荷の軽減への対処

5 維持管理に関する提案 (配点150分の10)	建物や設備等に係る維持管理のしやすさについての提案
6 その他当該工事に係る課題抽出とその解決策の提案 (配点150分の5)	上記以外の本計画における課題・問題点と解決方法の提案

2 技術提案書の作成要領、提出期間、場所及び方法

- (1) 作成要領 「技術提案書作成要領」による
- (2) 提出期間 平成28年6月7日(火)から平成28年6月22日(水)
- (3) 提出場所 「VI(11) この公告に関する問い合わせ先」に同じ
土日祝日を除く9:00~17:00(事前連絡のうえ来庁すること)
- (4) 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等の者に限る。)により提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。必着とする。
- (5) 参加の辞退 本プロポーザルを途中で辞退するものは、上記(2),(3),(4)により辞退届(様式第5号)を提出すること。

3 優先交渉権者の選定

- (1) 選定委員会
公募型プロポーザル方式の採用に伴い、参加者の評価を公平円滑に進めるため、また発注者及び設計者と協同する施工業者を選定するため、発注者は、学識経験者を含む7名で構成する「熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)による審査を行う。
- (2) 選定委員会による審査
選定委員会による審査は、技術提案書の内容及びヒアリングによる
 - ①実施日 平成28年7月上旬(予定)
 - ②実施場所 別途通知する。
 - ③審査時間 1技術提案書あたり30分程度とする。(説明時間20分程度、質疑応答10分程度)
 - ④説明者 本業務に配置予定の管理技術者1名及びその他2名以内とする。
選定委員会は上記の審査により、合計点数の最も高い優先交渉権者の特定をする。
なお、同点の場合は、別紙技術提案書作成要領に記述された基準に基づき算定された提案縮減工事費が安い順に優先交渉権者とする。

4 優先交渉権者の特定結果通知について

- (1) 技術提案書を提出した者の中から、優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。また、次順位以降の交渉権者選定についても同じく書面により通知する。
- (2) 通知日時 平成28年7月中旬
- (3) 通知方法 郵送
- (4) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、埼玉県知事(公園スタジアム課)に対して次順位以降の選定理由について説明を求めることができる。
- (5) 上記(4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (6) 次順位以降の選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ① 受付場所 「VI(11) この公告に関する問い合わせ先」に同じ
 - ② 受付時間 土日祝日を除く9:00~17:00(事前連絡のうえ来庁すること)

IV. 基本協定書の締結について

1 技術協力業務委託契約の締結

- (1) 埼玉県知事は、選定委員会で選定された優先交渉権者と、発注者が設定する予定価格を上限とする範囲内で見積徴取を実施した上で契約を締結する。なお、特定された優先交渉権者が契約締結を辞退した場合は、技術提案書を提出したもの(優先交渉権者を除く。)のうち、技術提案書を審査した上で定めた順位(以下「順位」という。)が上位であった者の順に交渉が与えられるものとする。
- (2) 契約手続きは、埼玉県財務規則(昭和39年3月31日規則第18号)の定めによる。

- (3) 技術協力業務の委託契約に際し以下の協定を締結するものとする。
- ①基本協定
 - ②実施協定

V. 工事契約について

1 工事契約相手方の決定

- (1) 「選定委員会」で特定された最も優れた提案の提出者（順位が上位の者）に対し、本工事に係る工事請負契約の第1位交渉権が与えられるものとする。
- (2) 価格の交渉
- ①優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し工事費の内訳が確認できる工事費内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。
 - ②優先交渉権者は見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
 - ③優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には見直しを行う。
 - ④前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、上記②と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。
 - ⑤積算基準類に設定のない工種等の見積りについて、機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については埼玉県建設工事標準請負契約約款第25条に基づく請求の対象外とする。
 - ⑥見積合わせの結果、最終的な見積書等の工事金額が予定価格を下回った場合は、工事請負契約を締結する。
 - ⑦上記③に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。
- (3) 埼玉県知事は第1位交渉権を与えられた者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に工事の契約を締結する。
- (4) 契約手続きは埼玉県財務規則の定めによる。
- (5) 価格等の交渉の不成立
- ①優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を紙により通知する。
 - ②優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
 - ③発注者は、第1位交渉権を与えられた者との交渉等が不成立となった場合は、技術提案書を提出した者（技術協力業務委託契約を締結したものを除く。）のうち、順位が上位であった者から順に、交渉の意思を確認した上で技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

2 技術提案内容の変更に関して

技術提案の設計段階での不採用、施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない理由による技術提案内容の返上については責を問わない。

3 本工事監理業務について

本工事に係る監理業務については別途監理委託業務として発注予定である。

VI. その他

(1) 苦情申立てに関する事項

本手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成8年埼玉県告示第340号）により、埼玉県政府調達苦情検討委員会（連絡先：埼玉県政府調達苦情検討委員会事務局（埼玉県総務部入札審査課）、電話048-830-5775（直通）、FAX048-830-4914）に対して苦情を申し立てることができる。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出することができないものとする。

(5) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

- (6) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (7) 提出された参加表明書は返却しない。
- (8) 提出された技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (9) 技術提案書等の提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (10) 工事段階において、設計段階での不採用となった場合を除き、技術提案内容が不履行であった場合、損害賠償及び、工事成績評定の減点等の措置を行う。
- (11) この公告に関する問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県都市整備部公園スタジアム課 ラグビー場整備担当
電話番号 048-830-5408 ファクシミリ 048-830-4883
電子メール a5400-01@pref.saitama.lg.jp
ホームページアドレス
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1105/>